お納め忘れはありませんか！平成22年度分の市税等の最終納期限は平成23年2月28日でした

▼市・都民税（第1期～4期）
▼固定資産税（第1期～4期）
▼国民健康保険税（第1期～8期）
▼軽自動車税
▼介護保険料（第1期～8期）
▼後期高齢者医療保険料（第1期～8期）

お納め忘れがある場合は、早急に納めてください。

※納期を過ぎると延滞金（年14・6％）が課されます。

平成23年度の市税からコンビニで納税ができます

納付ができる市税　市・都民税（特別徴収・法人市民税は除く）、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税

取扱店舗　以下のコンビニエンスストアであれば、市内・市外を問わず納税ができます。

▼セブン・イレブン、ファミリーマート、ローソン、ミニストップ、サンクス、ａｍ／ｐｍ、エブリワン、くらしハウス、ココストア、コミュニティストア、サークルＫ、スリーエイト、スリーエフ、生活彩家、セーブオン、デイリーヤマザキ、ポプラ、ヤマザキデイリーストア

問合せ　収納課☎551・1578

福生市まちづくりに資する寄附金（ふるさと納税）

2月1日から28日までの間に小林和人様、ほか匿名で1名の方から110，000円のご寄附をいただきました。

いただいた寄附金は、有効に使用させていただきます。（平成22年度累計13件・2，596，620円）

問合せ　契約管財課管財係☎551・1535

減免世帯に指定収集袋を交付します！

対象　①生活保護受給者
②児童扶養手当受給者
③特別児童扶養手当受給者
④遺族基礎年金受給者※国民年金のみの加入で、18歳未満の児童を養育している母子家庭で、一定所得以下（年金コード６４５０）
⑤老齢福祉年金受給者※明治44年4月1日以前の生まれで、一定所得以下
⑥身体障害者手帳（1級または2級）の交付を受けていて、世帯全員の市民税が非課税
⑦愛の手帳（1度または2度）の交付を受けていて、世帯全員の市民税が非課税
⑧精神障害者保健福祉手帳（1級）の交付を受けていて、世帯全員の市民税が非課税
⑨市長が特別の理由があると認めるもの（④⑤については、市役所保険年金課保険年金係にご確認ください。）

交付日時　4月1日～30日の間の月～金曜日、午前9時～正午・午後1時～4時

交付場所　市役所1階指定袋交付特別窓口※交付日時以外は市役所開庁時間に市役所1階ごみ対策係で交付します。

必要な物　証書等（①生活保護法適用証明書②児童扶養手当証書③特別児童扶養手当証書④遺族基礎年金証書⑤老齢福祉年金証書⑥身体障害者手帳⑦愛の手帳⑧精神障害者保健福祉手帳）、印鑑（⑥⑦⑧の場合）

ご注意　⑥⑦⑧の場合、世帯全員の市民税非課税の確認が必要なため、当日交付できない場合があります。また、交付された指定収集袋を持ち帰るため、各自バック等をご用意ください。

問合せ　環境課ごみ対策係☎551・1731

2月の横田基地飛行回数　問合せ環境課環境係

測定場所	熊川1571番地誘導灯付近		福生市役所屋上	
	平成23年2月	前年同月比	平成23年2月	前年同月比
飛行総数	508	38	171	44
昼間（午前7時～午後7時）	389	13	119	21
夕刻（午後7時～10時）	110	34	51	25
夜間（午後10時～午前7時）	9	−9	1	−2
最高音圧レベル（デシベル）	114	1	109	13

「救急医療情報キット」をお持ちの方へ

「救急医療情報カード」の更新をお願いします！

救急医療情報キットをお持ちの方に更新用の「救急医療情報カード」をお送りします。

最新の医療情報でないと救急医療の時に適切な処置ができなくなってしまうおそれがあります。キットの中には最新の情報を保管しておいてください。

問合せ　介護福祉課高齢福祉係☎551・1751

ごみ・資源収集情報

ごみが39ｔ増えちゃったよ！	資源の割合が4%減っちゃったよ！
23年1月　1,055ｔ	23年1月　321ｔ（23%）
22年1月　1,016ｔ	22年1月　381ｔ（27%）

※資源の割合＝資源収集量÷ごみと資源の収集量

資源回収団体による資源回収量

23年1月	108t
22年1月	123t

4月の資源回収予定

実施団体	実施日
福栄福寿会	2日(土)
青少年育成福栄地区委員会	3日(日)
志茂一ふたけた会	3日(日)
本町第七町会	3日(日)
第四市営住宅自治会	8日(金)
鍋ヶ谷戸第一町会	10日(日)
富士見台町会	10日(日)
熊牛福寿会	10日(日)
南田園二丁目町会	10日(日)
本町第二町会	10日(日)
武蔵野台一丁目子供会	10日(日)
青少年育成武蔵野地区委員会	17日(日)
福生団地自治会	17日(日)
原ヶ谷戸町会	17日(日)
志茂第二町会	17日(日)
福東幸せ会	24日(日)
南田園三丁目町会	24日(日)
加美平老人クラブ	30日(土)

収集区域は実施団体区域内。天候などにより変更する場合もあります。
問合せ　環境課ごみ対策係☎551・1731

▼年金だより▼

▼退職（失業）による特例免除制度をご利用ください

厚生年金に加入していた方が退職（失業）された場合、市役所で国民年金の加入手続きを行ない、国民年金保険料を納めていただくことになります。ただし、保険料を納めることが経済的に困難な方には、申請によって保険料の納付を免除される制度があります。

特例免除制度は、退職（失業）した年度及び翌年度に限り、利用することができます。通常、保険料が免除されるためには、申請者本人・配偶者・世帯主の方が所得基準の範囲内である必要がありますが、特例免除では、審査の対象となる申請者本人の所得を除外して審査を行ないます。

必要なもの　①年金手帳または基礎年金番号が分かるもの
②認印（本人が署名する場合は不要）
③雇用保険受給資格者証、離職票等、失業していることを確認できる公的機関の証明の写し

問合せ　保険年金課保険年金係☎551・1670

▼離婚時の厚生年金分割制度について

離婚等をした時に厚生年金の保険料納付記録を当事者間で分割できる制度があります。

この厚生年金分割制度は、平成19年4月1日から実施された合意分割制度と、平成20年4月1日から実施された3号分割制度があります。

【合意分割制度】

合意分割制度では、次の条件に該当した場合に、当事者からの請求により厚生年金の保険料納付記録を当事者間で分割することができます。

●平成19年4月1日以後に離婚した方や事実婚関係を解消した方など
●当事者間の話し合いや裁判手続きにより年金分割の割合（上限50%）を定めたこと
●請求期限（原則として離婚等の翌日から2年）を経過していないこと

※この制度により分割される保険料納付記録は、「婚姻期間中の当事者の厚生年金の保険料納付記録」に限られます。

【3号分割制度】

3号分割制度では、次の条件に該当した場合に、国民年金の第3号被保険者であった方からの請求により、平成20年4月1日以後の相手方の厚生年金の保険料納付記録を2分の1ずつ、当事者間で分割することができます。

●平成20年4月1日以後に離婚した方や事実婚関係を解消した方など
●平成20年4月1日以後に国民年金の第3号被保険者であった期間があること

※この制度により分割される保険料納付記録は、平成20年4月1日以後の「第3号被保険者期間中の相手方の厚生年金の保険料納付記録」に限られます。

問合せ　青梅年金事務所☎0428・30・3410

▼国保だより▼

▼新しく会社等の健康保険に加入される方へ

国民健康保険に加入していた方が、就職などで会社等の健康保険に加入した際には、福生市の国民健康保険の資格を喪失する届出が必要になります。会社等の健康保険証ができたら、保険年金係まで14日以内に届出をしてください。

なお、届出をしていただくと、国民健康保険の資格は、会社等の健康保険に加入（取得）した日にさかのぼって喪失されます。

【届出をしないでいると？】

⇒国民健康保険税が賦課されます。

届出をしないでいると、国民健康保険の資格喪失が行なわれず、本来支払う必要のない国民健康保険税も賦課されます。（届出をされた時点で正しく国民健康保険税を算定しなおします。）

⇒医療費を返還していただく場合があります。

会社等の健康保険に加入しているにもかかわらず、病院で国民健康保険証を使用してしまうと、国民健康保険が病院に支払った医療費を返還していただくことがあります（お支払いいただいた医療費は、会社等の健康保険に請求していただくことができます）。

【届出に必要なものは？】

・加入された方全員の会社等の健康保険証
・加入された方全員の国民健康保険証

問合せ　保険年金課保険年金係☎551・1640